

埼玉

県東

【支 局】
さいたま市浦和区
さいたま市浦和区
電話 048-822-0181
Fax 822-5238
メールはsaltama
@yomiuri.comへ

埼玉中央

2009.3.26 東京新聞

障害者自立
支援法訴訟

国や自治体費用保障を

地裁 口頭弁論で原告ら訴え

「障害がある人、その家族が安心して暮らせるような判断を」
。障害者自立支援法をめぐり、県内に住む障害者らが国や自治体
に費用負担の免除などを求めた訴訟の第一回口頭弁論が二十五日、
さいたま地裁（遠山広直裁判長）であり、原告や保護者らが、同法
によって悪化した生活状況を法廷で訴えた。

（井上仁）



裁判後の集会で感想などを述べる柴野和
善弁護士と原告ら＝さいたま市浦和区で

原告の五十嵐良さん（イ）に行けなくなった
（三）さいたま市は、場合、お金を払ってへ
「僕が将来、一人でトールバーを呼ばなければ
ならない。障害がある
ために補えない部分
を、国や自治体に保障
してもらいたい」と述
べた。

新井たかねさん（ニ）
川口市は長女育代
さん（三）にかわって意
見陳述。同法で施設へ
の報酬の算定基準が利
用者数から利用日数に
変わったことを批判し
た。育代さんが入院し
た時、施設側が利用者
枠を空けて退院を待っ
ていてくれたことを挙
げ、「生きていく限り
病気にもなり、けかも
する。その間、施設が

待っていてくれなけれ
ば、育代はどこに戻る
のでしょうか」と不安
を訴えた。

原告の中村英臣さん
（四）さいたま市は
補佐人斎藤なを子さん
は「障害があること」に
よる不自由さを補う支
援を「益」として、金
銭を請求される度に、
障害があることへの自
責の念にかられてしま
う政策は断じて誤り」
などと述べた。

この日は裁判終了
後、支援者らに対する
報告集会がさいたま市
内で開かれ、五月をめ

どに新たに五人が原告
となり、さいたま地裁
に追加提訴することが
弁護士団から発表され
た。

障害者と国側主張対立

第一回口頭弁論 自立支援法違憲訴訟

障害者自立支援法は憲法
で保障された法の下での平等
や生存権を侵害しているな
どとして、県内の障害者ら
が国と地元自治体を相手取
り、負担の取り消しなどを
求めた訴訟の第一回口頭弁
論が25日、さいたま地裁（遠
山広直裁判長）であった。

被告側は「却下または棄却
を求める」との答弁書を提
出し、争う姿勢を示した。

原告は林政臣さん（33）
（越谷市）ら男女7人。そ
れぞれ知的障害や身体障害
があり、県内の施設に入所
・通所している。

この負担について、原告
らは「食事、排せつなどの
人間生活の根本に対して利
用料を課すもので、障害を
持っていること自体に金を
支払わせる法律」と批判。
法の下での平等、生存権、幸
福追求権を保障する憲法に

違反すると主張している。
原告の五十嵐良さん（35）
（さいたま市）は法廷で意
見陳述し、「仲間たちがこ
の法律を理由に作業所をや
めた。（裁判官は）障害者
の実情をよく酌み取った判
断をしてほしいと述べた。
昨年10月、7人を含む全

国の障害者計29人が、東京
や大阪など計8地裁に処分
の取り消しなどを求め、一
斉提訴していた。

障害者自立支援法訴訟 利用料の負担を 違憲と原告主張

障害者自立支援法で福祉サ
ービスの利用者負担を定める
のは違憲として、越谷市の林政
臣さん（33）ら7人が、国と越
谷、春日部、川口、さいた
ま、行田市5市に利用者負担の
取り消しなどを求めた訴訟の
第一回口頭弁論が25日、さい
たま地裁（遠山広直裁判長）
であった。全国の障害者らが
昨秋、福岡や京都など8地裁
に一斉提訴した裁判の一つ。
原告側は、法廷の壁に原告
らの負担額などを映し「食べ
ることや排泄することなど人
間の生活の根幹に利用料をと

るのは差別」で差別を禁じた
憲法14条に違反するなど主
張した。一方、国と5市側は
請求の棄却・却下を求めた。
この日、意見陳述した原告
で脳性マヒによる障害がある
五十嵐良さん（35）は、「作業
所は利用者にサービスを提供
する場ではなく働くことその
もの。利用者負担は廃止すべ
きです」と訴えた。

閉廷後、さいたま市の埼玉
会館で報告集会があり弁護団
が第2次提訴で5人が原告に
加わることを報告した。

2009.3.26
土曜日